

農業・畜産業を営んでいる方へ

固定資産税の償却資産とは

償却資産は、土地や家屋と同様に固定資産税の課税対象のひとつとなります。

土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、農業を営んでいる方の場合、具体的には農機具やビニールハウスなどが償却資産となります。畜産業を営んでいる方の場合、具体的には家畜用設備や家屋として課税されていない畜舎などが償却資産となります。

償却資産の申告の対象となるもの

償却資産の申告の対象となる資産には以下のようなものがあります。

農業用ビニールハウス、畜舎（家屋として課税されていないもの）、加温機、ボイラー、動噴、糞攪り機、乾燥機、歩行型田植え機、歩行型植苗機等

償却資産の申告の対象とならないもの

小型特殊自動車は、軽自動車税の対象ですので、償却資産の申告は必要ございません。

最高時速35Km/時未満のトラクター、コンバインや乗用型の田植え機、乗用消毒散布機は小型特殊自動車になるので、償却資産申告の対象にはなりません。他にも乗用車両タイプの農機具は、小型特殊自動車の該当になる場合があります。

また、本体が軽自動車税の対象であるトラクターの付属品は、償却資産の申告は不要です。

付属品とは、トラクターの**アタッチメント等**になります。

トラクターのアタッチメントとは、以下の種類になります。

ロータリー、プラウ、トレーラー（田植え機やコンバインを回送するためのもの）、サブソイラー、マルチ敷き、畦塗機、ハロー、ハンマーナイフモア（取付タイプの草刈機）、播種機、ライムソー、肥料散布機、消毒散布機等

※近年、農機具の多様化から商品名や製品名だけでは、償却資産に該当するかどうかの判断ができないものが増えています。償却資産を申告する際には、上記の名称で申告をお願いします。また、上記以外のものでアタッチメントに該当するものがあつた場合には、課税課までご連絡ください。